

# 1. 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する調査

## 1-5. EU域内での食品包材関連規制

- (1) EUにおける食品包装材関連規制
- (2) EU加盟国での議論状況

## 包装材のリサイクルに関する国際的な議論動向

### ■ 包装全般に関する議論の動向

- コーデックス委員会では米国を中心に、食品包装へのリサイクル材料の使用において、食品安全考慮事項に関するリサイクルガイドンスを整備する方向性で議論が進められていた。本計画は1年遅れており、2026年に開催される第19回食品汚染物質部会 (CCCF19) でガイドラインドラフトが公表される予定
- 包装のリサイクル設計については、WPO、Circular Analytics、FH Campus University of Applied Sciences、ECR Community によって、2022年に「PACKAGING DESIGN FOR RECYCLING」が公表。(日本語版は2024年1月に包装技術協会により公表)。様々な団体が、近年包装のリサイクル設計に関するガイドラインを更新。
  - FBCA, Liquid Packaging Cartons: Design For RECYCLING GUIDELINES (2025年)
  - CPI Design for Recyclability Guidelines (2024年2月更新)
  - APR Design® Guide for Plastics Recyclability (2024年各種更新) 等

### ■ プラスチックに関する議論の動向

- プラスチック汚染に関する国際的な議論の場である第5回政府間交渉委員会再開会合 (INC5.2) は2025年8月に開催。プラスチックの生産規制を巡って意見が対立し、合意は先送り。
- EUでは、使い捨てプラスチック指令の文脈で、ケミカルリサイクルの考え方が燃料除外式マスバランスアプローチを用いて検討されている。他分野ではあるが、ELV規則における再生プラスチック材利用目標がPPWR同様に明記。

## EUにおける食品包装材関連規制の概要

- EUにおける食品包装の規則は、食品安全の観点から古くから存在する。規則(EC)1935/2004が枠組み規則であり、食品接触材（FCM）の規制に係る一般原則が示されている。このほかプラスチックに関連して2つの規則が存在する。
- 近年環境観点を議論から、使い捨てプラスチック指令・PPWRが採択されており、異なる文脈における議論を両にらみで確認する必要がある。

## 食品安全の観点

## 一般法制

枠組み規則  
規則(EC)1935/2004

適合製造規範（GMP）規則  
規則(EC)2023/2006

## 特定材料に関するEU法

プラスチック規則  
規則(EU)10/2011

FCM再生プラスチック規則  
規則(EU)2022/1616

※この他、再生セルロースフィルム、セラミック等に係る規則あり

## 特定物質に関するEU法

BPA・ビスフェノール誘導体規則  
規則(EU)2024/3190

※この他、エポキシ誘導体等に係る規則あり

## 環境の観点

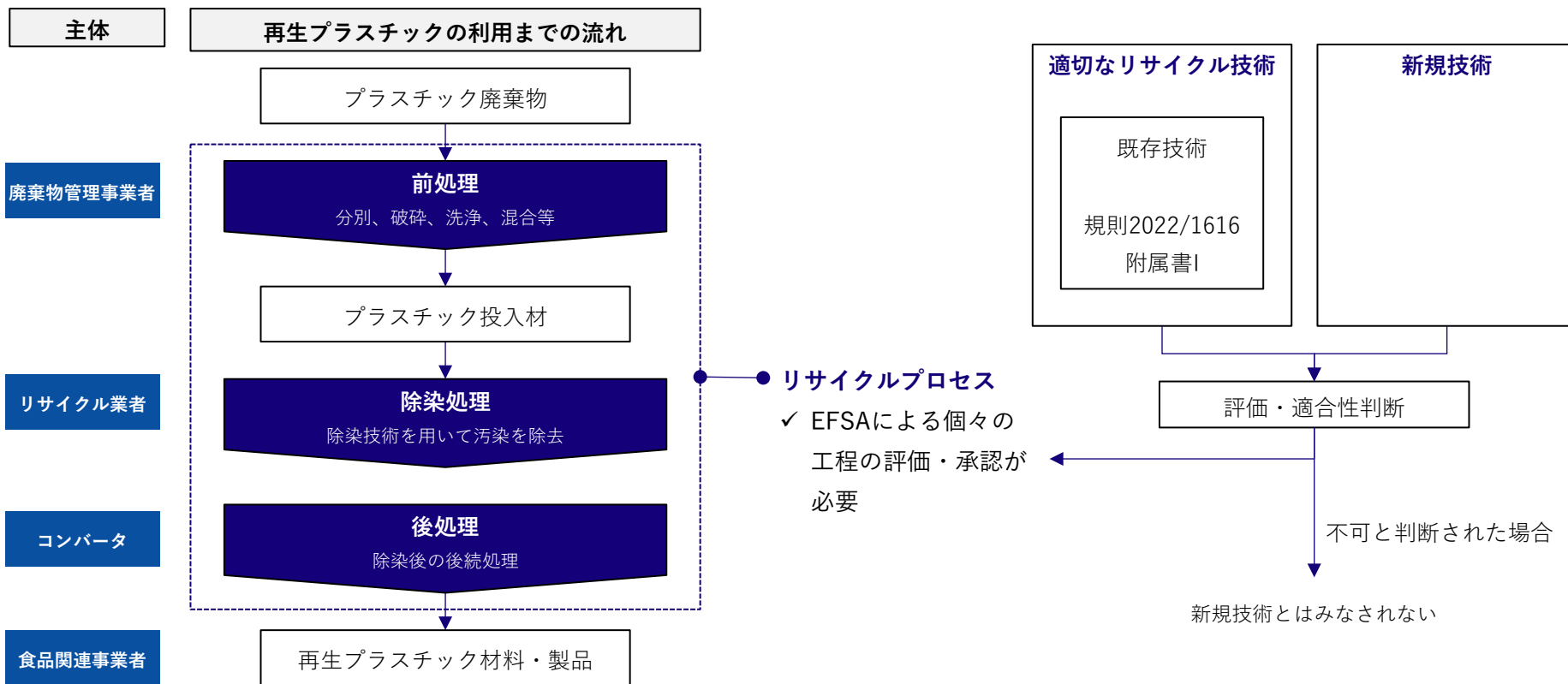
使い捨てプラスチック指令  
指令2019/904

包装及び包装廃棄物規則  
規則（EU）2025/40

## EUにおける食品接触材のリサイクルの仕組み

- 食品接触材のリサイクルは、EU食品接触材再生プラスチック規則2022/1616に基づき、EFSAの認可が必要である。
- EFSAで現状認められている技術（附属書I：既存技術）は「使用済みの物理的PETリサイクル」あるいは「閉鎖的で管理されたチェーン内の製品ループからのリサイクル」の2種類のみである。食品包装で利用されるPO（PP・PE）においてはリサイクル技術として認可されているものがない。ケミカルリサイクルは既存技術には含まれず、「新規技術」としてみなされる。
- ただし、ケミカルリサイクルにより、プラスチック食品接触材料に関する規則（EU）No 10/2011の連合認可物質リストに掲載された物質を製造する場合は本制度の対象外である。

### 食品接触材（FCM）のリサイクルプロセス



出所：Regulation(EU)2022/1616、plaplat「【最新動向解説】欧州の食品接触材料における再生プラスチックの法規制」（[https://division.nagase.co.jp/plaplat/sustainable\\_solution/regulation/mizuho03/](https://division.nagase.co.jp/plaplat/sustainable_solution/regulation/mizuho03/)）より作成

## 2025年後半から2026年にかけてのPPWRに関連する動向

- 2025年後半から2026年にかけて、PPWRに関連した議論は以下のとおり。

時期	各種動向	EU域内への対策（一部域外にも係る内容含む）	EU域外への対策
2025年 11月	欧州委員会「EU登録簿の管理、適合文書、及び執行に係るその他の事項に関し、食品接触用再生プラスチック材料及び成形品規則（EU）2022/1616を改正するXXX付欧州委員会規則（EU）.../...」 ※非公開だが、検索ツールにて存在	● 電子登録システム導入	● PETのメカニカルリサイクル（MR）を対象に税関商品コードを導入 ● 適合宣言に、A（プロセス）、B（払出し品）に加え、新たにC（部品）とD（分別回収品）を導入 ● 所管の官庁（CA）の要求により3営業日までに説明資料（SD）提出を義務化
2025年 12月	欧州委員会「包装及び包装廃棄物規則(EU)2025/40のいくつかの措置を解釈する欧州委員会通知」(2025.12.9) ※非公開だが、検索ツールにて存在	● PPWR条文解釈に関するガイドライン	
	欧州委員会政策パッケージ「環境法における行政負担の簡素化」(2025.12.10) 欧州委員会「欧州の循環型経済を促進し、プラスチックリサイクルを強化するための新たな対策パッケージ」(2025.12.23)	● PPWRとSUP指令の下、EPR制度に係る公認代理人制度の運用を2035年1月1日まで延期 ● メカニカルリサイクルと溶剤ベースリサイクル品に「プラスチック廃棄物がEU全体で廃棄物でなくなる基準」を提案 ● PETボトルにマスバランス方式に基づくケミカルリサイクル採用を提案	● PETを対象に、中国にアンチダンピング措置、インドに反補助金関税発動 ● フランス国立プラスチック・複合材料工業技術センターなどが開発したバージン材・リサイクル材を識別する分析ツール（非公開）を各加盟国の税関管理ラボに配備 ● 域外で稼働しているリサイクル施設の施行状況について適宜監査を実施
2026年 1月	欧州委員会共同研究センター（JRC）「包装及び包装廃棄物規則の下、EUで調和された廃棄物の分別ラベルに係るJRC技術提案」(2026.1.13)	● PPWR第12条、第13条下位法：ラベルに係る技術提案	
	欧州委員会貿易保護措置委員会(2026.1.14 & 2.4) ※審議資料非公開 欧州委員会廃棄物委員会(2026.1.16) ※審議資料非公開	● PPWR第5条(5)下位法：懸念のある物質（PFAS） ● PPWR第44条(14)下位法：EPR登録と報告	● 域外の国に対するアンチダンピング措置等官報掲載案8件 ● PPWR第7条(10)下位法：第3国で生産されるリサイクル材の同索性
2026年 2月		● SUP指令第6条(5)下位法：PETボトルのリサイクル有率計算と検証方法、マスバランス方式に基づくケミカルリサイクル導入採択	
2026年 3月	欧州標準化機構（CEN）（2026.3.25予定）	● PPWR第6条下位法：リサイクル性能等級関連欧州標準（EN）14件発行予定	

出所：化学評価研究機構 石動氏提供資料を一部改変

# 1. 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する調査

## 1-5. EU域内での食品包材関連規制

- (1) EUにおける食品包装材関連規制
- (2) EU加盟国での議論状況

## 加盟国の国内法におけるPPWRへの適応の検討

- PPWRにおいては、EU加盟国がEUレベルの目標よりさらに上回った目標を設定するための裁量を与えられている。
- 加盟国は、国における軽量プラスチック製買い物袋（厚み50 $\mu$ m以下）の消費の持続的削減を達成するための措置の構築と共に、1人当たりの包装廃棄物目標、素材別リサイクル率に対するより高い目標の導入が認められている。

### 加盟国が目指すべき1人当たりの包装廃棄物量目標

達成目標	2030年	2035年	2045年
1人当たりの包装廃棄物量の削減率（2018年対比）	5%	10%	15%

### 素材別リサイクル率の目標

各素材	2025年12月31日	2030年12月31日
すべての廃棄物におけるリサイクル比率	65%	70%
プラスチックの最低リサイクル比率（重量ベース）	50%	55%
木材の最低リサイクル比率（重量ベース）	25%	30%
鉄金属の最低リサイクル比率（重量ベース）	70%	80%
アルミニウムの最低リサイクル比率（重量ベース）	50%	60%
ガラスの最低リサイクル比率（重量ベース）	70%	75%
紙及び段ボールの最低リサイクル比率（重量ベース）	75%	85%

## PPWRへの適応の検討 ① フランス

## フランス

- フランスでは、2020年に包装廃棄物の循環利用に係る国内法（AGEC法、2025年に一部改正）を制定しており、部分的にはPPWRが定める要件を先行してカバーあるいはより厳格な水準で規定する。
- 特に使い捨てプラスチックに関しては、一部包装の禁止も含めSUP指令の導入に合わせて、先行して規制が導入。既に独自の分別廃棄ラベル表示として、Triman logoを導入しているが、調和したラベルの採択が予定されており、廃止される可能性あり。

## フランス国内法（AGEC法）とPPWRの主要な要件の比較

	項目	国内法で規定される要件	PPWRで規定される要件	フランス国内へのPPWRの影響
PPWR発効以前から同等若しくはより高い目標を掲げている事項	再利用目標	2027年までに、全ての産業において流通する包装に占める再利用包装材の比率を10%にする（9条）	2030年までに、輸送用包装では40%、段ボール以外の箱型包装、飲料では、流通する包装に占める再利用包装材の比率を10%にする（より詳細な定義有）	既に先行してより高い目標を導入済
PPWR要件が国内法を上回る事項	包装廃棄物削減	包装廃棄物の削減総量に関する目標設定はなし	2030年までに一人当たり廃棄物削減量を5%、35年までに10%、40年までに15%削減（2018年比）	PPWR施行に伴い、目標が導入される見込み
	リサイクル可能性	リサイクル可能性に応じたEPR手数料の変動やエコデザインの促進を定める（72条）	2030年以降、重量ベースで70%以上リサイクル可能でない包装は上市不可。リサイクル性能等級で評価	2030年以降、重量ベースで70%以上リサイクル可能でない包装は上市不可
	プラスチック包装の最低リサイクル含有割合	2025年1月1日までに再生プラスチックの使用率を100%にすることを指すが、努力目標であり、拘束力のある具体的な含有率義務はなし	2030年までに使い捨て飲料用ボトルで30%以上、その他のプラスチック包装で10%～35%の再生材含有	PPWR施行に伴い、多種製品で再生材の含有が必要であると予測

出所：Ministère de la transition écologique et solidaire, "Loi Anti-gaspillage pour une économie circulaire"、及びEU官報, "Regulation (EU) 2025/40"より作成

## ドイツ

- ドイツでは、2019年に施行されたVerpackGがVerpackDGに改正。PPWRの適用に合わせて2026年8月に施行予定となっている。VerpackDGでは、PPWRの基本要件を上回る、若しくは先行する要件が存在する。

## ドイツ国内法（VerpackDG）とPPWRの主要な要件の比較

	項目	国内法で規定される要件	PPWRで規定される要件	ドイツ国内へのPPWRの影響
PPWR発効以前から同等若しくはより高い目標を掲げている事項	再利用目標	国内で消費される飲料の70%を再利用可能な包装容器で充填することを求める（1条3項）	2030年までに、上市する飲料の10%以上を再利用可能とする	PPWRよりかなり高い目標を設定。国内法の要件には義務的拘束力はない。
	素材別リサイクル目標	プラスチック全体のリサイクル率を2028年1月1日以降は75%（メカニカルリサイクルでは70%）、2030年1月1日以降は80%（同75%）とすることを求める（33条2項）	プラスチック包装廃棄物のリサイクル率は、2025年末までに50%、2030年までに55%を目標	PPWRよりかなり高い目標を設定。
PPWR要件が国内法を上回る事項	包装廃棄物削減	具体的な廃棄物発生量の総量削減目標はない（14条1項）	2030年までに一人当たり廃棄物削減量を5%、35年までに10%、40年までに15%削減（2018年比）	PPWR施行に際して目標が導入される見込み
	リサイクル可能性	リサイクル可能性が高い包装についてはシステム利用料を優遇するインセンティブ制度の設計を求める（21条）	2030年以降、重量ベースで70%以上リサイクル可能でない包装は上市不可。リサイクル性能等級で評価	国内法ではリサイクルしやすい設計へ誘導するためのインセンティブを導入済
	プラスチック包装の最低リサイクル含有割合	2030年までに飲料用ボトルで30%以上（35条）	2030年までに使い捨て飲料用ボトルで30%以上、その他のプラスチック包装で10%～35%の再生材含有	飲料用ボトル以外についても再生材含有が必要

出所：BMUKN, “VerpackDG Referentenentwurf”、及びEU官報, “REGULATION (EU) 2025/40”より作成



## スペイン

- スペインの国内法（Ley 7/2022、Real Decreto 1055/2022）には、PPWRのスケジュールよりも早期に適用されている規制が存在。
- また、再利用不可能なプラスチック包装容器の製造・輸入・EU内取得に対し、プラスチック1kgあたり€0.45を課税する措置を導入している

### スペイン国内法（Ley 7/2022、Real Decreto 1055/2022）とPPWRの主要な要件の比較

	項目	国内法で規定される要件	PPWRで規定される要件	スペイン国内へのPPWRの影響
PPWR発効以前から同等若しくはより高い目標を掲げている事項	再利用目標	2030年までに、上市する飲料の10%以上、ミネラルウォーターでは40%以上、清涼飲料水では70%以上、ビールでは85%以上を再利用可能とする（Real Decreto 1055/2022, 8条）	2030年までに、輸送用包装では40%、段ボール以外の箱型包装、飲料では、流通する包装に占める再利用包装材の比率を10%にする（より詳細な定義有）	特定の飲料カテゴリではPPWRを上回る目標が導入済
PPWR要件が国内法を上回る事項	包装廃棄物削減	2010年比で2025年に13%削減、2030年に15%削減（Ley 7/2022, 7章）	2030年までに一人当たり廃棄物削減量を5%、35年までに10%、40年までに15%削減（2018年比）	PPWRは2018年を基準年としており、ベースラインの設定に差あり
	リサイクル可能性	特に記載なし	2030年以降、重量ベースで70%以上リサイクル可能でない包装は上市不可。リサイクル性能等級で評価	PPWR施行に伴い、規定が導入される見込み
	プラスチック包装の最低リサイクル含有割合	PETボトルでは2025年に25%、全プラスチックボトルでは2030年に30%の目標を設定（Real Decreto 1055/2022, 11条）	2030年までに使い捨て飲料用ボトルで30%以上、その他のプラスチック包装で10%～35%の再生材含有	ボトル以外のプラスチック容器に対して、再生材の含有が必要

出所：MITECO, “Ley 7/2022”、同省, “Real Decreto 1055/2022”、及びEU官報, “REGULATION (EU) 2025/40”より作成



## オランダ

- オランダの国内法（Besluit beheer verpakkingen）はEUの旧包装廃棄物指令（94/62/EC）を国内に実装するために制定されたものであり、多くの面でPPWRの要件の方が厳格である。

## オランダ国内法（Besluit beheer verpakkingen）とPPWRの主要な要件の比較

	項目	国内法で規定される要件	PPWRで規定される要件	オランダ国内へのPPWRの影響
PPWR発効以前から同等若しくはより高い目標を掲げている事項	—	—	—	—
PPWR要件が国内法を上回る事項	包装廃棄物削減	国レベルでの削減数値目標の明記なし ※包装の最小化の要件は導入（3条2項）	2030年までに一人当たり廃棄物削減量を5%、35年までに10%、40年までに15%削減（2018年比）	定量的かつ段階的な削減義務への対応が必要
	リサイクル可能性	包装は廃棄物の発生をできる限り防ぐような方法で設計、製造をすることが要求される。リサイクルが容易になるよう設計する要件は、このうち選定可能な要件の1つ（3条4項）	2030年以降、重量ベースで70%以上リサイクル可能でない包装は上市不可。リサイクル性能等級で評価	PPWR施行に伴い、規定が導入される見込み
	プラスチック包装の最低リサイクル含有割合	包装の製造において可能な限り多くのリサイクル材を使用することが努力義務（3条4項）	2030年までに使い捨て飲料用ボトルで30%以上、その他のプラスチック包装で10%～35%の再生材含有	PPWR施行に伴い、多種製品で再生材の含有が必要であると予測
	再利用目標	再利用や再利用可能についての定義はあるが、数値目標はなし（3条1項）	2030年までに、輸送用包装では40%、段ボール以外の箱型包装、飲料では、流通する包装に占める再利用包装材の比率を10%にする（より詳細な定義有）	PPWR施行に伴い、目標が導入される見込み

出所： Ministerie van Infrastructuur en Waterstaat, “Besluit beheer verpakkingen”、及びEU官報, “REGULATION (EU) 2025/40”より作成



## オーストリア

- オーストリアの国内法（Verpackungsverordnung）はEUの旧包装廃棄物指令（94/62/EC）及びSUP指令を国内法化するものであり、多くの面でPPWRの要件の方が厳格である。
- リサイクル目標ではPPWRに先行して同等レベルの規定が整備されている。

## オーストリア国内法（Verpackungsverordnung）とPPWRの主要な要件の比較

	項目	国内法で規定される要件	PPWRで規定される要件	オーストリア国内へのPPWRの影響
PPWR発効以前から同等若しくはより高い目標を掲げている事項	素材別リサイクル目標	PPWRと同等の数値を目標として設定（5条）	プラスチック包装廃棄物のリサイクル率は、2025年末までに50%、2030年までに55%を目標	既に先行して同程度の目標を導入済
PPWRの要件が国内法を上回る事項	包装廃棄物削減	国全体での具体的な総量削減率や一人あたりの削減目標に関する規定はなし	2030年までに一人当たり廃棄物削減量を5%、35年までに10%、40年までに15%削減（2018年比）	PPWR施行に伴い、目標が導入される見込み
	リサイクル可能性	リサイクル可能であることが基本要件として定められているが、その基準は定性的な記述にとどまる（4条）	2030年以降、重量ベースで70%以上リサイクル可能でない包装は上市不可。リサイクル性能等級で評価	PPWR要件に合わせた評価が必要。追加検討が発生する見込み
	プラスチック包装の最低リサイクル含有割合	2025年より、飲料用ペットボトルに対し、平均25%のリサイクルプラスチック含有を義務付ける（4条）	2030年までに使い捨て飲料用ボトルで30%以上、その他のプラスチック包装で10%～35%の再生材含有	PPWR施行に伴い、飲料用PETボトル以外にも再生材の含有が必要
	再利用目標	再利用の促進には言及するものの、事業者に対する具体的な再利用率の数値目標はなし（1条）	2030年までに、輸送用包装では40%、段ボール以外の箱型包装、飲料では、流通する包装に占める再利用包装材の比率を10%にする（より詳細な定義有）	PPWR施行に伴い、目標が導入される見込み

出所：BMK, “Verpackungsverordnung”、及びEU官報, “REGULATION (EU) 2025/40”より作成